

地方自治法第202条の3に基づく審議会等への女性の登用状況

NO	審議会等名	設置根拠	令和3年4月1日現在			令和2年4月1日現在		
			委員数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合	委員数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合
1	都市計画審議会	都市計画法／あま市都市計画審議会条例	13	1	7.7%	13	1	7.7%
2	防災会議(会長含む)	災害対策基本法／あま市防災会議条例	24	4	16.7%	25	3	12.0%
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法／あま市国民健康保険条例	10	2	20.0%	10	2	20.0%
4	民生委員推薦会	民生委員法	14	1	7.1%	14	1	7.1%
5	社会教育審議会	社会教育法／あま市社会教育委員条例	12	6	50.0%	12	6	50.0%
6	文化財保護審議会	あま市文化財保護条例	7	1	14.3%	7	1	14.3%
7	市町村国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律／あま市国民保護協議会条例	24	4	16.7%	25	3	12.0%
8	地域公共交通会議	あま市地域公共交通会議条例	19	2	10.5%	20	2	10.0%
9	児童館運営委員会	あま市児童館条例	11	5	45.5%	11	4	36.4%
10	学校給食センター運営委員会	あま市立学校給食センター設置及び管理に関する条例	15	5	33.3%	15	4	26.7%
11	総合計画審議会	あま市総合計画審議会条例	15	5	33.3%			
12	情報公開・個人情報保護審議会	あま市情報公開・個人情報保護審議会条例	5	1	20.0%	5	1	20.0%
13	男女共同参画審議会	あま市男女共同参画推進条例	10	7	70.0%	10	6	60.0%
14	行政改革推進委員会	あま市行政改革推進委員会条例	11	3	27.3%	12	4	33.3%
15	いじめ問題対策連絡協議会	あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例	10	2	20.0%	10	2	20.0%
16	まちづくり委員会	あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例	16	6	37.5%			
17	行政不服審査会	あま市行政不服審査法施行条例	3	2	66.7%	3	2	66.7%
18	子ども・子育て会議	子ども・子育て会議条例	16	8	50.0%	16	8	50.0%
19	空家等対策協議会	あま市空家等対策協議会条例	12	3	25.0%	12	3	25.0%
20	歯と口腔保健推進協議会	あま市歯と口腔の健康づくり推進条例	11	4	36.4%	11	4	36.4%
21	保健対策推進協議会	あま市保健センター条例	12	3	25.0%	12	3	25.0%
22	人権施策推進審議会	あま市人権尊重のまちづくり条例	9	2	22.2%	10	4	40.0%
23	人権ふれあいセンター運営審議会	あま市人権ふれあいセンター条例	6	2	33.3%	6	1	16.7%
24	老人福祉センター運営委員会	あま市甚目寺老人福祉センター条例	6	1	16.7%	8	1	12.5%
合計			291	80	27.5%	267	66	24.7%

＜参考＞地方自治法(抜粋)
 第202条の3(附属機関の事務等)
 ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

※審議会、委員会への女性登用率の目標数値を平成33年(令和3年)度までに30.0%としています。